代　理　店　契　約　書

＿＿＿＿＿株式会社（以下「甲」という。）と株式会社ジーニー（以下「乙」という。）とは、乙が、甲に対し、乙が提供する本サービス（第1条（目的）に定める。）をその対象とする代理店としての業務を委託することに関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。なお、本契約における用語の意義は、特に定めのない限り、別紙1の「BSTサービス利用規約」（以下「利用規約」といい、規約の名称又は内容が変更された場合も含む。また、但し、乙が当該利用規約の名称を変更した場合には、変更後の名称を指すものとする。以下同じ。）に定める用語の意義に従うものとする。

1. （業務委託）

乙は、甲に対し、乙が利用規約に基づき提供する各種サービス（以下「本サービス」という。）を対象とする、第2条（甲の義務）第1項において定める代理店業務を委託し、甲は、これを受託する。

1. （甲の業務）

甲は、乙の代理店として、次の各号に定める業務（以下「代理店業務」という。）を行うものとする。

1. 本サービスの利用を検討する見込み顧客（以下「見込み顧客」という。）に対する本サービスの内容の説明、見込み顧客からの問い合わせの対応及び乙に対する当該問い合わせの内容の書面での報告、見込み顧客との間の各種書面の授受その他乙と見込み顧客との間の取次ぎ並びに利用規約に基づく契約（以下「利用契約」という。）の締結の代行
2. 利用契約を締結した顧客（以下「顧客」という。）からの本サービスの利用料金の回収、顧客からの問い合わせの対応、顧客との間の各種書面の授受その他乙と顧客との間の取次ぎ
3. サポートサービスの取次ぎ
4. 利用契約の変更、解約及び解除に係る手続の取次ぎ
5. その他前各号に定める業務に付随する業務及び利用規約において代理店が行うものとして規定される業務
6. 甲は、二次代理店を通じ、代理店業務を行う等、代理店業務の一部又は全部を再委託してはならないものとする。但し、甲が、事前に乙の書面による承諾を得た場合は、この限りではなく、この場合、甲は、当該再委託先に対し、本契約において甲が負担する義務及び責任と同等の義務及び責任を負担させなければならないものとする。
7. 甲は、代理店業務を行うに際し、一切の法令、本契約及び利用契約を遵守しなければならないものとし、見込み顧客及び顧客において本サービスに関し誤認を生じさせるような行為を行ってはならないものとする。
8. （利用契約）

甲は、見込み顧客が本サービスの利用の申込みに際し必要な事項を記載し、甲に提出した別紙2の「サービス利用申込書（代理店用）」その他乙が指定した書面に基づき、別紙3の「サービス利用申込書」（以下「利用申込書」という。）に必要な事項を記載し、乙に対し、これを提出するものとする。その後、乙が、甲に対し、第4条（本サービス設定登録）に定める本サービス設定登録通知を発行することにより、顧客と乙との間に利用契約が成立するものとする。

1. 甲は、本契約が終了したときは、自らが代理店として利用契約の締結の代行を行った顧客と乙との間における利用契約の継続又は終了に関する手続が円滑に行われるよう、本契約の終了後の取扱いについて乙と協議し、乙に協力するものとする。
2. （本サービス設定登録）

乙は、前条に定める手続に従って甲より申込みを受け、当該申込内容に基づき、本サービスの設定登録に必要な作業を行い、甲に対し本サービス設定登録通知を発行する。

1. （代理店業務による販売手数料）

甲は、自らが代理店として利用契約の締結の代行を行った顧客から、乙が事前に提示した本サービスの利用料金（以下「利用料金」という。）を乙に代わって受領した後、乙に対し、乙が事前に提示した代理店業務による販売手数料（以下「販売手数料」という。）を差し引いた額を支払うものとする。なお、甲から乙に対する支払方法等については、合理的な範囲で利用規約の定めに準じるものとする。

1. 甲は、乙が甲に対し事前に提示する本サービスの利用料金を超えて、顧客に対して利用料金等を請求してはならないものとする。
2. 第6条（本契約及び利用規約の変更）第1項の規定にかかわらず、乙は、本サービスの利用料金及び販売手数料の額を、甲に対し、当該金額の変更日の90日前までに通知することにより、変更することができるものとする。
3. （本契約及び利用規約の変更）

甲及び乙は、甲及び乙の間の合意に基づき、本契約を変更することができるものとする。

1. 乙は、甲に対し、事前の通知をすることにより、利用規約の内容を変更することができるものとし、甲は、変更後の利用規約を用いて、代理店業務を行うものとする。
2. （秘密保持）

甲及び乙は、本契約に関連して、秘密である旨を表示した上で開示された相手方又は顧客固有の技術上、販売上その他業務上の秘密情報(以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承諾なくして、本契約の有効期間中及び本契約の終了後においても第三者に開示又は漏洩しないものとし、また、本契約の履行以外の目的に利用しないものとする。

1. 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める情報は、前項に定める義務の対象とはならないものとする。
2. 相手方から開示された時点で、既に保有していた、又は既に公知であった情報
3. 相手方からの開示後、自己の責任によらず、公知となった情報
4. 相手方から開示された秘密情報によることなく、自ら独自に開発した情報
5. 相手方からの開示後、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
6. 甲及び乙は、相手方から請求を受けた場合又は本契約が終了した場合には、相手方から開示を受けた秘密情報が記載又は記録された記録媒体を、相手方の指示に従い、相手方に対し返還又は復元不可能な方法により処分若しくは消去するものとし、当該処分又は消去を行う場合で相手方の指示があるときは、相手方に対し、その方法と結果を書面で報告するものとする。
7. （甲の情報の掲載等）

甲は、乙が乙のホームページその他の媒体において、乙の代理店として、甲の社名その他必要な情報を掲載し、又はリンクを設置することについて承諾するものとする。

1. （乙の商標等の使用）

乙は、本契約の有効期間中、甲に対し、本契約に基づく代理店業務の履行を目的として、乙の製品並びに本サービスの名称、ロゴ及び商標の使用を許諾する。

1. 甲及び乙は、乙が、甲に対し、前項の使用許諾により乙の有する知的財産権を譲渡するものではないことを確認する。
2. （本サービスの提供の中断等）

乙は、本サービスの提供を中断、停止又は本サービスを廃止せざるを得ない場合、甲に対し、速やかにその旨を書面で通知するものとし、当該中断等の後の本契約の取扱いについては、合理的な範囲で利用契約の定めが準用されるものとする。

1. （権利義務の譲渡）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾がない限り、本契約上の権利又は義務の全部又は一部について、譲渡その他の処分をしてはならない。

1. （有効期間）

本契約の有効期間は、本契約の締結日から1年間とし、当該契約の有効期間が満了する30日前までにいずれの当事者からも本契約の終了の申し入れがないときは、同内容で、さらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

1. 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、前項に定める有効期間中であっても、相手方に対し、本契約を終了させようとする日の30日前までに書面により通知することによって、本契約を終了させることができる。
2. 前二項の規定にかかわらず、第3条（利用契約）、第7条（秘密保持）及び第11条（権利義務の譲渡）から第16条（管轄裁判所）までの規定は、本契約の有効期間終了後も有効に存続するものとする。
3. （解除）

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれか一にでも該当した場合は、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

1. 重大な契約違反又は背信行為があったとき。
2. 本契約の条項に違反し、相当期間をもって是正の催告を受けたにもかかわらず、これを当該期間内に是正しなかったとき。
3. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
4. 強制執行、差押、仮差押、仮処分又は滞納処分を受けたとき。
5. 支払の停止、支払不能若しくは債務超過となったとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始等の申立てがあったとき。
6. 免許等の取消処分又は営業の停止処分その他の行政上の処分を受けたとき。
7. 会社の解散又は営業の全て若しくは重要な一部の廃止若しくは譲渡を決議したとき。
8. その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したと認められるとき。
9. 甲及び乙は、前項各号のいずれかに該当した場合は、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の債務を直ちに弁済するものとする。
10. （反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、相手方に対し、自己及び自己の役員等が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

1. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
2. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
4. 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
5. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
6. 甲及び乙は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
7. 暴力的な要求行為
8. 法的な責任を超えた不当な要求行為
9. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
10. 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて他の当事者の信用を毀損し、又は他の当事者の業務を妨害する行為
11. その他前各号に準ずる行為
12. 甲及び乙は、相手方が前各項の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続を要することなく、直ちに相手方との取引の全部若しくは一部を停止し、又は相手方との契約の全部若しくは一部を解約することができるものとする。なお、甲及び乙は、かかる合理的な疑いの内容及び根拠に関し、相手方に対して何ら説明し、又は開示する義務を負わないものとし、取引の停止又は契約の解約に起因し、又は関連して相手方に損害等が生じた場合であっても、何ら責任を負うものではないことを確認する。
13. 甲及び乙は、自己（自己の役員等を含む。）が第1項又は第2項の確約に反したことにより相手方が損害を被った場合、相手方に生じたその損害を賠償する義務を負うことを確約する。
14. （損害賠償）

甲及び乙は、本契約に関し、相手方の責に帰すべき事由により自己に損害が発生した場合、相手方に対し、当該損害の賠償を請求することができるものとする。

1. 前項の規定にかかわらず、乙は、次の各号に規定する甲の損害について、当該損害が本サービス自体の瑕疵に起因する場合を除き、責任を負わないものとする。
2. データその他の無形財産に対する損害
3. 乙以外の者による本サービスの複製、改変又は翻案により発生した損害
4. 逸失利益その他特別の事情によって生じた損害
5. 甲及び乙は、本契約に関し、自己の責めに帰すべき事由により見込み顧客、顧客その他第三者に損害が発生し、当該第三者から、相手方に対し当該損害賠償請求又は苦情等がなされた場合、自己の責任と負担において当該請求等に対応し、これを解決しなければならないものとする。
6. 顧客に対する本サービスに関する乙の責任と損害賠償については、利用契約の定めに従うものとする。
7. （管轄裁判所）

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

1. （協議）

本契約に定めのない事項その他本契約に関する疑義については、甲及び乙は誠意をもって協議のうえ、これを解決する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保管する。

　　　　　年　　　月　　　日

甲：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 乙： 東京都新宿区西新宿6-8-1

　　　住友不動産新宿オークタワー 6F

株式会社ジーニー

代表取締役社長　　工藤　智昭

別紙1

BSTサービス利用規約

**第1章　総則**

（利用規約の適用）

1. お客様（以下「甲」という。）は、本利用規約（別紙を含む。以下同じ。）に基づき、株式会社ジーニー（以下「乙」という。）が提供する本サービス（第2条に定義する。）を利用するものとする。
2. 本利用規約に基づく契約は、甲が乙に対して利用申込書（第2条に定義する。）を提出し、乙がこれに承諾した場合又は乙が甲による利用申込書提出後5営業日以内にこれを拒絶する意思表示を行わない場合に成立する。なお、甲が乙に対して利用申込書を提出した場合、利用申込書に別段の定めがある場合を除き、甲は、本利用規約の全ての条項に同意したものとみなす。
3. 本利用規約の内容と利用申込書の内容が矛盾する場合、利用申込書の内容が優先して適用されるものとする。

（用語の定義）

1. 本利用規約において使用される次に掲げる用語は、それぞれ以下の各号に定める意味を有する。
2. 「本サービス」とは、BSTサービス、導入支援サービス及びサポートサービスの総称をいう。
3. 「BSTサービス」とは、乙が利用契約に基づき甲に提供する別紙第1条に定めるサービスをいう。
4. 「導入支援サービス」とは、別紙第3条に定める導入支援サービスをいう。
5. 「サポートサービス」とは、別紙第4条に定めるサポートサービスをいう。
6. 「利用申込書」とは、本利用規約に基づく契約を締結するために、甲が乙に対して提出する乙所定の利用申込書をいう。
7. 「利用契約」とは、本利用規約の内容で、利用申込書を提出することにより甲乙間で締結される契約をいう。
8. 「乙の代理店」とは、乙を代理して、甲乙間における利用契約の締結その他第3条（乙の代理店）第2項に定める業務を行う者をいう。
9. 「サービスレベル指標」とは、乙の努力目標として別紙第7条に定める本サービスのサービスレベルをいう。
10. 「認定利用者」とは、乙が甲の関連会社又は取引先（仕入先その他甲と継続的な契約関係を有する者を指す。）と認定し、利用契約に基づき本サービスの利用を承諾した者をいう。
11. 「甲等」とは、甲及び認定利用者をいう。
12. 「甲設備」とは、本サービスの提供を受けるため甲等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェアをいう。
13. 「ユーザID」とは、乙が設定する管理者画面にログインする際に用いられる乙が発行した甲固有の符号をいう。
14. 「パスワード」とは、ユーザIDと組み合わせて、甲とその他の者を識別するために用いられる符号をいう。
15. 「再委託先」とは、乙が、甲に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を再委託する再委託先をいう。
16. 「本サービス用設備」とは、本サービスを提供するにあたり、乙が所有するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェアをいう。
17. 「本サービス用設備等」とは、本サービス用設備並びに本サービスを提供するために乙が他の事業者より借り受けるコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェアの総称をいう。
18. 「解約届出書」とは、甲が利用契約の解約を希望する場合に、乙に対して提出する乙所定の解約届出書をいう。

（乙の代理店）

1. 乙は、乙の代理店に対し、利用契約に基づく乙の業務を再委託することができる。
2. 乙の代理店は、乙と甲の間を取り次ぎ、契約締結の代行、利用料金の回収、サポートサービスの取り次ぎその他乙及び乙の代理店との間の契約に定める業務を行うものとする。乙の代理店の業務は、本サービスに関連する業務に限定されるものとし、乙は、乙の代理店に対し、本サービス以外の乙の製品又はサービスに関する権利を付与するものではない。
3. 乙及び乙の代理店との間の契約が終了した場合、乙の代理店の業務は全て終了するものとし、乙は、速やかに甲に対し書面によりその旨を通知するとともに、乙の代理店を介さずに利用契約を履行するものとする。

**第2章　サービス**

（本サービスの種類及び内容）

1. 乙が甲に対して提供する本サービスの種類及びその内容は、別紙に定めるとおりとし、本利用規約は、別紙に定めるサービス以外に適用されないものとする。
2. 本サービスに関する知的財産権その他の権利は全て乙に帰属するものとし、甲は、乙の甲に対する本サービスの提供により、本サービスに関する知的財産権その他の権利を甲が取得するものではなく、又は甲にこれらの権利が付与されるものではないことを確認し、これを承諾するものとする。

（サービスレベル）

1. 乙は、サービスレベル指標を満たすよう、商業的に合理的な努力を払って本サービスを提供する。
2. 乙は、本サービスの内容を変更しない範囲で、サービスレベル指標を随時変更できるものとし、乙の指定した日をもって変更後のサービスレベル指標が適用されるものとする。
3. サービスレベル指標は、本サービスに関する乙の努力目標を定めたものであり、本サービスの内容がサービスレベル指標を下回った場合でも、乙は、損害賠償責任その他一切の責任も負わないものとする。
4. サービスレベル指標は、利用契約において規定されず、又は除外されているサービス及び免責事項に起因して生じた問題には適用されない。

（自己責任）

1. 本サービスの利用に伴い、甲等の責めに帰すべき事由により第三者（国内外を問わず、認定利用者を含む。本条において以下同じ。）に対して損害を与えた場合又は甲若しくは乙に対し第三者からクレーム若しくは請求が行われた場合、甲は、自己の責任と費用をもってこれを処理し、解決するものとする。甲等が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合又は第三者に対してクレーム若しくは請求を行う場合においても同様とする。
2. 甲等が本サービスを利用して提供又は伝送するデータ等について、甲等の責任で提供又は伝送されるものであり、甲は、当該データ等の提供又は伝送が法令又は第三者との契約に違反していないことを保証し、乙は、そのデータ等についていかなる保証も行わず、これに起因する損害について一切の責任も負わないものとする。
3. 甲は、甲等がその責めに帰すべき事由により乙に損害を与えた場合、当該損害を賠償するものとする。

（甲設備等の設定及び維持）

1. 甲は、自己の責任と費用をもって、乙が定める条件に従い甲設備を設定し、甲設備及び本サービス利用のための環境を維持する。
2. 甲は、本サービスを利用するにあたり、自己の責任と費用をもって、甲設備をインターネットに接続するものとする。
3. 乙は、乙が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、甲等が本サービスを利用して提供又は伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができる。

（ユーザID及びパスワード）

1. 甲は、利用契約に基づき認定利用者に対して開示する場合を除き、ユーザID及びパスワードを第三者に開示、貸与若しくは共有せず、又は第三者に漏洩することのないよう厳重に管理するものとする。ユーザID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤又は第三者による使用等により、甲又は第三者が損害を被った場合、乙は、一切の責任を負わないものとする。
2. 第三者が甲のユーザID及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該利用は甲による利用とみなされるものとし、甲は、当該利用に係る利用料金の支払債務その他の一切の債務を負担するものとする。また、当該利用により乙が損害を被った場合、甲は、当該損害を賠償するものとする。

（バックアップ）

1. 甲は、甲が本サービスを利用して提供又は伝送するデータ等について、自己の責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、乙は、甲の当該データ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切の責任を負わないものとする。

（禁止事項）

1. 甲は、本サービスの利用に際して、直接又は間接を問わず、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとする。
	* 1. 乙又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
		2. 本サービスに関する情報を改竄又は消去する行為
		3. 利用契約に違反して、認定利用者を除く第三者に本サービスを利用させる行為
		4. 法令に違反し、公序良俗に反し、若しくは第三者に不利益を与える行為又はそのおそれのある行為
		5. 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
		6. 詐欺等の犯罪に結びつく行為又はそのおそれのある行為
		7. わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信、掲載又は当該画像、文書等に誘導する行為
		8. 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
		9. 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
		10. ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信若しくは掲載し、又は当該プログラムに誘導する行為
		11. 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為又は第三者が嫌悪感を抱き、若しくはそのおそれのあるメールを送信する行為
		12. 第三者の設備等若しくは本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
		13. 本サービスを利用して、いわゆる有害サイト及び有害コンテンツへの誘導及び偽装を行う行為
		14. リバースエンジニアリング、逆アセンブル又は逆コンパイルをし、又は第三者によりこれらの行為を行わせる行為
		15. その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様、目的でリンクを張る行為
2. 甲は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合又はそのおそれがあると判断した場合は、直ちに乙又は乙の代理店に通知するものとする。
3. 乙は、本サービスの利用に関して、甲等の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又は甲等の提供若しくは伝送した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に甲に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除する等の措置をとることができるものとする。但し、乙は、甲等の行為又は甲等が提供若しくは伝送する（甲等の利用とみなされる場合も含む。）データ等を監視する義務を負うものではない。

（認定利用者による利用）

1. 甲は、乙又は乙の代理店が事前に書面又は乙所定の方法により承諾をした場合、認定利用者に本サービスを利用させることができるものとする。この場合、甲は、認定利用者による利用が甲自身の利用とみなされることを承諾するとともに、当該利用につき一切の責任を負うものとする。

（認定利用者の遵守事項等）

1. 第11条（認定利用者による利用）の定めに基づき、乙又は乙の代理店が、認定利用者による本サービスの利用を承諾した場合、甲は、当該認定利用者との間で、以下の各号に定める事項を含む契約を締結し、当該認定利用者にこれらの事項を遵守させるものとする。
	* 1. 認定利用者は、利用契約の内容を承諾した上、利用契約を遵守すること。但し、利用契約のうち、利用料金の支払義務等、条項の性質上、認定利用者に適用できないものを除く。
		2. 甲と乙との間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、認定利用者に対する本サービスの提供も自動的に終了し、認定利用者は、本サービスを利用できなくなること。
		3. 認定利用者は、第三者に対し、本サービスを利用させないこと。
		4. 本サービスの提供に関して乙が必要と認めた場合には、甲は、必要な範囲で、認定利用者から事前の書面による承諾を受けることなく、認定利用者の秘密情報を乙に対して開示することができること。また、乙は、第16条（再委託）の規定に基づき、再委託をした再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、甲から事前の書面による承諾を受けることなく、甲から開示を受けた当該秘密情報を開示することができること。
		5. 認定利用者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して、乙に対し、損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、乙に対して一切の責任追及を行わないこと。
2. 甲は、認定利用者に対し、乙から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項を速やかに伝達するものとする。
3. 甲の認定利用者に対する通知の遅延等により、甲等に何らかの損害等が生じた場合、乙は、当該損害等について一切の責任を負わないものとする。

（認定利用者による違反）

1. 認定利用者が第12条（認定利用者の遵守事項等）第1項各号に定める事項に違反した場合、甲は、速やかに当該違反を是正させるものとする。
2. 認定利用者が、第12条（認定利用者の遵守事項等）第1項各号に定める事項に違反した日から5営業日が経過した後も当該違反を是正しない場合、乙は、以下の各号に定める措置を講ずることができるものとする。
	* 1. 当該認定利用者に対する本サービスの提供を停止すること。
		2. 乙と甲の間の利用契約の全部又は一部を解除すること。

（善管注意義務）

1. 乙は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとする。

（本サービス用設備等の障害等）

1. 乙は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく甲にその旨を通知するものとする。
2. 乙は、本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なくこれを修理又は復旧するものとする。
3. 乙は、本サービス用設備等のうち、乙が他の事業者より借り受ける設備等に障害があることを知ったときは、当該設備等を提供する事業者に対し速やかな修理又は復旧を指示するものとする。
4. 前各項のほか、本サービスに不具合が発生したときは、甲は、遅滞なく乙に通知し、両者協議の上、前各項その他の利用契約の定めに従い各自の行うべき対応措置を決定し、これを実施するものとする。

（再委託）

1. 乙は、甲に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を、乙の判断において第三者に再委託（第3条（乙の代理店）に定める代理店への再委託を含む。）することができる。この場合、乙は、当該再委託先に対し、利用契約に定める乙の義務と同等の義務を負わせるものとする。

（一時的な中断及び提供停止）

1. 乙は、以下の各号に定める事由のいずれかに該当した場合には、甲へ事前に又は困難な場合は事後速やかに通知した上で、本サービスの提供を一時的に中断できるものとする。
	* 1. 本サービス用設備等の故障又は障害により、保守を行う場合
		2. 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
		3. 利用契約締結の際に書面にて定めた月毎又は日毎のアクセス数を著しく超える等、本サービスに支障を来たす利用があった場合
		4. その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 乙は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、甲に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとする。
3. 乙は、甲が第21条（乙からの利用契約の解約）第1項各号のいずれかに該当する場合又は利用料金の未払いその他利用契約に違反した場合には、甲への事前の通知又は催告を要することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとする。
4. 乙は、甲等に対し、前各項に定める事由により本サービスを提供できなかったことに関して、甲等又は第三者が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとする。

（有効期間）

1. 利用契約の有効期間は、1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から書面による別段の意思表示がないときは、有効期間は、期間満了日の翌日から更に1年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とする。

（甲からの利用契約の解約）

1. 甲は、毎月末日に利用契約を解約できるものとし、利用契約は、甲が解約希望日の属する月の前月末日までに解約届出書を用いて解約の意思を乙又は乙の代理店に通知することにより、解約希望日をもって解約されるものとする。なお、解約届出書に解約希望日の記載がない場合又は解約届出書が乙又は乙の代理店に到達した日が解約希望日の属する月と同月である場合、解約届出書が乙又は乙の代理店に到達した日の属する月の翌月末日を甲の解約希望日とみなす。
2. 甲は、前項に定める解約届出書が乙又は乙の代理店に到達した時点において、未払いの利用料金等又は遅延損害金がある場合には、直ちにこれを乙に対し支払うものとする。

（最低利用期間）

1. 第19条（甲からの利用契約の解約）の規定にかかわらず、本サービスの最低利用期間は、利用契約の締結日から起算して6ヶ月間とする。
2. 甲は、前項の最低利用期間内に利用契約の解約を行う場合は、第19条（甲からの利用契約の解約）に従うことに加え、乙が定める期限までに、解約日以降、最低利用期間満了日までの残余の期間に相当する利用料金及びこれに係る消費税等相当額を一括して、乙又は乙の代理店に支払うものとする。

（乙からの利用契約の解約）

1. 乙は、甲が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、甲への事前の通知又は催告を要することなく、利用契約の全部又は一部を解約することができる。
	* 1. 利用申込書、利用変更申請書その他通知内容等に虚偽又は記入もれがあった場合
		2. 支払停止又は支払不能となった場合
		3. 手形又は小切手が不渡りとなった場合
		4. 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があった場合又は公租公課の滞納処分を受けた場合
		5. 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始若しくは特別清算手続の申立をし、若しくはされた場合又は信用状態に重大な不安が生じた場合
		6. 監督官庁から営業許可の取消又は停止等の処分を受けた場合
		7. 利用契約に違反し、乙が甲に対し当該違反状態の是正を催告した後、合理的な期間内に当該違反状態が是正されない場合
		8. 解散、減資又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をした場合
		9. 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
2. 甲は、前項に基づき利用契約が解約された時点において、未払いの利用料金等又は遅延損害金がある場合には、乙が定める日までにこれを支払うものとする。

（本サービスの廃止）

1. 乙は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、本サービスの廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとする。
	* 1. 本サービスの廃止日の90日前までに甲に通知した場合
		2. 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 前項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止する場合、乙又は乙の代理店は、既に支払われている利用料金等のうち、廃止された本サービスが提供されない日数に対応する利用料金額を日割計算にて甲に返還するものとする。

（契約終了後の処理）

1. 甲は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって乙又は乙の代理店から提供を受けた技術情報及び資料（それらの全部又は一部の複製物を含み、以下「資料等」という。）を速やかに甲の責任で消去するものとする。
2. 乙又は乙の代理店は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって甲から提供を受けた資料等を速やかに乙又は乙の代理店の責任で消去するものとする。

**第3章　利用料金**

（本サービスの利用料金、算定方法等）

1. 本サービスの利用料金、締め日及び算定方法等は、利用申込書記載のとおりとする。

（利用料金の支払義務）

1. 甲は、本サービスの利用料金及びこれに係る消費税等を、第26条（利用料金の支払方法）に従い乙又は乙の代理店に対して支払うものとする。
2. 本サービスの利用期間において、第17条（一時的な中断及び提供停止）に定める本サービスの提供の中断又は停止により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、甲は、本サービスの利用期間中の利用料金及びこれに係る消費税等を支払うものとする。但し、本サービスを全く利用できない利用不能の状態が24時間以上継続した場合における当該利用不能の日数（1日未満は切り捨てとする。）に対応する利用料金（利用日数に応じて課される利用料金に限る。）及びこれに係る消費税等については、この限りではない。

（利用料金の支払方法）

1. 甲は、本サービスの利用料金及びこれに係る消費税等を、以下の各号に定める方法で支払うものとする。なお、以下の各号に定める支払に必要な振込手数料その他の費用は、甲の負担とする。
	* 1. 乙又は乙の代理店が発行した請求書により支払を行う場合、乙又は乙の代理店は、甲に対し、電子メールに添付の上送信する方法又は郵送による方法にて、当利用月末までの利用料金に関する請求書を翌月の第2営業日までに発行する。甲は、請求書に定められた要領に従い、当利用月分の利用料金を乙が請求書を発行した日の属する月の翌月末日（金融機関が休日の場合は前営業日とする。）までに乙又は乙の代理店の指定する金融機関の口座に振込むものとする。初期費用の支払については、請求書に定めるとおりとする。
		2. 前号にかかわらず、甲との個別の取り決めがなされた場合は、乙又は乙の代理店が定める支払方法に従い支払うものとする。
2. 甲と前項の金融機関との間で利用料金の支払に関する紛争が発生した場合、甲が自らの責任と負担で解決するものとし、乙は一切の責任を負わないものとする。

（遅延損害金）

1. 甲が、本サービスの利用料金その他の利用契約に基づき支払うべき金銭の支払債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、甲は、所定の支払期日の翌日から支払日までの日数に、年14.6％の利率を乗じて計算した金額を遅延損害金として、本サービスの利用料金その他乙又は乙の代理店に支払うべき金銭と一括して、乙又は乙の代理店が指定する期日までに乙又は乙の代理店の指定する方法により支払うものとする。
2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、甲の負担とする。

**第4章　一般条項**

（反社会的勢力との取引排除）

1. 甲及び乙は、相手方に対し、自己及び自己の役員等が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらの者を「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
	* 1. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
		2. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
		3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
		4. 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
		5. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 甲及び乙は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
5. その他前各号に準ずる行為

3. 甲及び乙は、相手方が前各項の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに相手方との取引の全部若しくは一部を停止し、又は相手方との契約の全部若しくは一部を解約することができるものとする。なお、甲及び乙は、かかる合理的な疑いの内容及び根拠に関し、相手方に対して何ら説明し、又は開示する義務を負わないものとし、取引の停止又は契約の解約に起因し、又は関連して相手方に損害等が生じた場合であっても、何ら責任を負うものではないことを確認する。

4. 甲及び乙は、自己（自己の役員等を含む。）が第1項又は第2項の確約に反したことにより相手方が損害を被った場合、相手方に生じたその損害を賠償する義務を負うことを確約する。

（秘密情報の取り扱い）

1. 甲及び乙は、本サービスの提供に関連して相手方より開示を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、開示の際に秘密情報である旨の表示をした情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、第三者に開示又は漏洩しないものとする。但し、相手方から事前に書面による承諾を受けた場合及び以下の各号に定める情報のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。
	* 1. 開示を受けた時点で秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
		2. 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
		3. 相手方から開示を受けた情報によらず、独自に開発した情報
		4. 利用契約に違反することなく、かつ、開示の前後を問わず公知となった情報
2. 前項の規定にかかわらず、別紙第6条において定める秘密情報については、本条に定める秘密情報とみなすものとする。
3. 前各項の規定にかかわらず、甲及び乙は、秘密情報のうち法令の定めに基づき、又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとする。この場合、甲及び乙は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は、開示後速やかにこれを行うものとする。
4. 秘密情報の開示を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。
5. 秘密情報の開示を受けた当事者は、相手方より開示を受けた秘密情報を、本サービスを提供する目的の範囲内でのみ使用し、本サービスの提供上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料（以下本条において「資料」という。）を複製又は改変（以下本項において「複製等」という。）することができるものとする。この場合、甲及び乙は、複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとする。なお、本サービスの提供上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。
6. 前各項の規定にかかわらず、乙は、乙が必要と認めた場合には、第16条（再委託）の規定に基づき再委託をした再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、甲から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができる。但し、この場合、乙は、再委託先に対して、本条に基づき乙が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとする。
7. 秘密情報の開示を受けた当事者は、相手方の要請があった場合は、資料等（第5項に基づき複製等した秘密情報を含む。）を相手方に返還し、秘密情報が甲設備又は本サービス用設備に蓄積されているときは、これを完全に消去するものとする。
8. 本条の規定は、利用契約終了後、3年間有効に存続するものとする。

（個人情報の取り扱い）

1. 甲及び乙は、本サービスの提供のため相手方より提供を受けた個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいう。以下同じ。）を、本サービスを提供する目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、関連法令を遵守するものとする。
2. 個人情報の取り扱いについては、第29条（秘密情報の取り扱い）第4項から第7項までの規定を準用するものとする。
3. 本条の規定は、利用契約終了後も有効に存続するものとする。但し、法令等により、個人情報の保存期間が定められている場合は、甲及び乙は、当該保存期間の経過後に個人情報を消去するものとする。

（各種データの取り扱い）

1. 乙は、甲の本サービスを利用しているWebサイトへの訪問者の①本サービスの利用ログデータ、②閲覧、クリック、入力、コンバージョン等の行動履歴（cookieを含む。）並びに③性別及び年齢等の属性データ等の各種データ（以下総称して「各種データ」という。）を、特定の個人を識別できない範囲で取得することができるものとする。

2. 乙は、各種データを、乙による本サービスの改善その他乙が適当と認める目的のために利用できるものとする。

3. 各種データに関連して乙と第三者との間で紛争が生じたときは、乙が自己の責任と費用をもって当該紛争を解決するものとし、甲は、当該紛争の解決に協力するものとする。

（損害賠償の制限）

1. 債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約に関して、乙が甲に対して負う損害賠償責任の範囲は、乙の責めに帰すべき事由により利用契約に違反したことが直接の原因で甲に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は本サービスに係る1ヶ月分の利用料金額（過去の本サービス利用期間（12ヶ月を上限とする。）における各利用月の利用料金額の平均額とする。但し、過去の本サービスの利用期間が1ヶ月を下回る場合には、1日分の平均額に30を乗じた金額とする。）を超えないものとする。なお、乙の責めに帰すべからざる事由から生じた損害、乙の予見可能性の有無を問わず、特別の事情から生じた損害及び逸失利益については、乙は、賠償責任を負わないものとする。
2. 本サービス又は利用契約に関して、乙の責めに帰すべき事由により利用契約に違反したことにより認定利用者に損害が発生した場合について、乙は、前項に定める甲に対する責任を負うことによって認定利用者に対する一切の責任を免れるものとし、認定利用者に対する対応は、甲が責任をもって行うものとする。

（免責）

1. 乙は、以下の各号に定める事由により甲等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の請求原因の如何を問わず、賠償責任を負わないものとする。
	* 1. 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
		2. 甲設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等甲の接続環境の障害
		3. 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因するもの
		4. 乙が第三者からコンピュータウィルス対策ソフトを導入するに際し、当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入
		5. 善良な管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス、アタック又は通信経路上での傍受
		6. 乙が定める手順及びセキュリティ手段等を甲等が遵守しなかったこと
		7. 本サービス用設備のうち、乙の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア等を含む。)及びデータベースに起因して発生したもの
		8. 本サービス用設備のうち、乙の製造に係らないハードウェアに起因して発生したもの
		9. 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合
		10. 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令又は法令に基づく強制的な処分
		11. 乙の責めに帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
		12. 再委託先の選任、監督につき、乙の責めに帰すべき事由がない場合における再委託先の業務に関するもの
		13. その他乙の責めに帰すべからざる事由
2. 乙は、甲等が本サービスを利用することにより、甲等と第三者との間で生じた紛争等について一切の責任を負わないものとする。

（情報の公開）

1. 甲は、本サービスの導入事例として、乙のホームページ及び乙のプレゼンテーション資料に甲の商号、甲のWebサイト名その他必要な情報を掲載することを承諾するものとする。

（通知）

1. 乙から甲への通知は、利用契約に特段の定めのない限り、書面、FAX、電子メール又は乙のホームページへの掲載等、乙が適当と判断する方法により行うものとする。
2. 前項の規定に基づき、乙から甲への通知を書面の送付、FAXの送信、電子メールの送信又は乙のホームページへの掲載の方法により行う場合には、甲に対する当該通知は、それぞれ書面の発送、FAXの送信、電子メールの送信又は乙のホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとする。

（変更通知）

1. 甲は、その商号、住所、代表者名、連絡先その他利用申込書の甲に関わる事項に変更があるときは、乙所定の利用変更申請書により、変更予定日の30日前までに乙又は乙の代理店に通知するものとする。
2. 乙又は乙の代理店は、甲が前項に従った通知を怠ったことによって、甲が乙からの通知の不到達、到達の遅延その他の事由により損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとする。

（本利用規約の変更）

1. 乙は、本利用規約を随時変更することができるものとする。なお、この場合には、利用契約には、変更後の本利用規約が適用されるものとする。
2. 乙は、前項の変更を行う場合には、30日間の予告期間をおいて、変更後の本利用規約の内容を甲に通知するものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

1. 甲は、乙の事前の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位を第三者に承継させ、又は利用契約に基づく権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとする。

（合意管轄）

1. 甲と乙の間で利用契約に関連して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（準拠法）

1. 利用契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とする。

（協議）

1. 利用契約に規定のない事項及び規定された事項について疑義が生じた場合は、両者誠意を持って協議の上、解決するものとする。

【2019年4月1日制定】

以上

サービス利用規約

株式会社ジーニー

別紙

本サービスの種類及び内容

この別紙（以下「本紙」という。）では、BST利用規約第4条（本サービスの種類及び内容）及び第5条（サービスレベル）について規定する。

（BSTサービスの内容）

1. BSTサービスの内容は以下のとおりとする。
2. BSTサービスは、乙がSaaS（Software as a Service）の形態で提供するサービスをいう。
3. 前項の規定にかかわらず、乙より甲に提供する関連する文書並びにBSTサービスのアップデート及び機能追加のためのソフトウェアがある場合には、これらもBSTサービスに含まれるものとする。
4. 甲は、BSTサービスを構成するソフトウェアに対して、改修を行うことはできないものとする。

（BSTサービスの提供時間）

1. BSTサービスの提供時間は、利用契約の有効期間内の終日とする。但し、本利用規約第15条（本サービス用設備等の障害等）及び本紙第6条（サービスレベル指標）に定めるサービスレベル指標に基づくシステムの停止等による時間を除くものとする。

（導入支援サービス）

1. 乙は、導入支援サービスとして、乙が指定する条件下で甲がBSTサービスを使用可能な状態とするために必要な範囲で、仮サーバの構築、必要事項の説明、甲からの問い合わせに対する回答等を行うものとする。

（サポートサービス）

1. BSTサービスを甲が導入した後、乙は以下に定めるサポートサービスを提供する。
2. サポートサービスの内容は以下の各号に定めるとおりとする。
	* 1. BSTサービスの利用方法に関する質問への回答及び助言
		2. 本サービス用設備に障害が起きた場合の障害復旧に関する質問への回答及び助言
3. サポートサービスの提供形態は以下の各号に定めるとおりとする。
4. サポートサービスは、原則として電子メールのみで提供するものとする。
5. 乙は、甲の担当者からのみ、BSTサービスに係る操作及び機能に関する問い合わせ又は不具合の連絡を、電子メールにて受け付けるものとする。なお、甲のWebサイトの利用者は、甲を通じて乙に対して問い合わせ等を行うものとする。その際、甲は乙に対して、当該問い合わせ等に回答するために合理的に必要とされる情報及び不具合の現象やシステム環境設定情報等の情報を提供するものとする。
6. 甲から乙に対する問い合わせの受付窓口となる電子メールアドレス及び受付時間は以下のとおりとする。

受付窓口： bst-support@bsearchtech.com（BSTサービス（「probo」及び「probo EC」を除く。））

： probo-support@bsearchtech.com（「probo」及び「probo EC」）

受付時間： 24時間365日

1. 乙は、甲から電子メールで受け付けたBSTサービスに係る操作及び機能に関する問い合わせ又は不具合の連絡に対し、回答及び技術的情報の提供を行う。なお、回答期限は、原則として、受付日の翌営業日から起算して3営業日（12月31日より1月3日までの間、土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日以外の日を指す。以下同じ。）以内の、乙の営業時間内（午前10時～午後6時）とする。
2. サポートを通じて甲から乙に提供された技術的情報は、製品サポート及び製品開発の目的で乙が使用できるものとする。乙は、提供される当該技術的情報を、提供者が特定されるような目的で使用しない。
3. 前各項の規定にかかわらず、乙は、以下に定める場合にはサポートサービスの提供を行わない。
4. 本紙第1条（BSTサービスの内容）第3項に違反してソフトウェアの改修（リバースエンジニアリング、逆コンパイル及び逆アセンブルを含む）を行った場合
5. 乙が承認していない方法によりBSTサービスを利用した場合

（秘密情報の取り扱い）

1. 乙は、甲が導入支援サービス及びサポートサービスを通じて乙に提供した甲の技術的情報等を、本利用規約第29条（秘密情報の取り扱い）の定めに基づき、秘密情報として取り扱う。

（サービスレベル指標）

1. 甲及び乙は、以下の各号に定めるサービスレベルについて合意する。なお、本利用規約第5条（サービスレベル）に定めるとおり、サービスレベルは、乙の努力目標を定めたものとする。
2. 月間稼働率は99％以上とし、乙は、当該稼働率を向上させるために努力するものとする。但し、乙による本サービス用設備等の定期点検及び乙の責めによらない応答遅延並びに想定されていない障害によるサービス停止は除くものとする。
3. 乙は、本サービス用設備に障害が発生した場合、速やかに復旧を行い、必要に応じて、甲に復旧完了の連絡を行うものとする。但し、乙の責めによらない本サービス用設備等における障害等の場合は除くものとする。
4. 乙は、継続して安定したサービスを提供するために、乙が定める方法により本サービス用設備の監視を24時間体制にて行うものとする。また、乙は、堅固で安全なセキュリティを維持するために、乙の定める方法により、脆弱性調査を実施する。
5. 乙は、本紙第4条（サポートサービス）の定めに従うとともに、迅速に甲の問い合わせ等に対応するものとする。
6. 乙は、本サービス用設備におけるシステム若しくはソフトウェアのバージョンアップ又はメンテナンス等を実施する場合で、BSTサービスの提供に支障が生じるときは、必要に応じて、事前に甲に連絡するものとする。

以上

別紙2

BSTサービス利用申込書（代理店用）

　申込日　　　　年　　月　　日

（代理店）

 御中

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(申込者)

 住所

会社名

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社印

「BSTサービス利用規約」（別紙を含み、以下同じとします。）に同意し、以下のとおり、BSTサービスの利用申込みを行います。

※□がある欄は、該当するものにチェックをしてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **申込区分** | ☐新規　　　　　　　　　　☐変更 |
| 申込者情報 | フリガナ |  |
| 所属部署住所 | ☐申込者と同じ　　　　　☐その他（この欄にご記入ください） |
| フリガナ |  |
| ご担当者氏名 | ☐申込者と同じ　　　　　☐その他（この欄にご記入ください） |
| 部署名 |  |
| 役職 |  |
| E-mail |  |
| TEL |  |
| FAX |  |
| 請求書送付先住所 | ☐申込担当者と同じ　　　　　☐その他（この欄にご記入ください） |
| 請求書送付先部署・氏名 | ☐申込担当者と同じ　　　　　☐その他（この欄にご記入ください） |
| サービス情報 | 対応見積No. |  |
| 初期請求月 | 年　　月 |
| 月額請求月 | 年　　月 |
| 支払情報 | 請求媒体 | ☐郵送　　　　　　　　　☐電子メール |
| お支払い条件 | 日締め、　　　　　　日払い |
| その他の事項 | 特記事項 |  |

<備考>

* 申込者が代理店に対して本利用申込書を提出した場合、BSTサービス利用規約の全ての条項に同意したものとみなします。
* 代理店及び株式会社ジーニー（以下「ジーニー」といいます。）に対する本利用申込書の提出の遅れ、本利用申込書における記入不備又は誤記、利用者への連絡の不備等、申込者の責めに帰すべき事由により、利用者に対して損害を発生させた場合には、申込者が利用者に対して責任を持って対処するものとし、ジーニーは、一切その責任を負わないものといたします。
* カスタマイズ内容及びご契約内容等により、本利用申込書以外に個別の契約書を別途締結していただく場合もございます。
* BSTサービスの利用申込時に本利用申込書に記入した内容を変更する際は、本利用申込書を「利用変更申請書」として使用し、変更箇所のみ記入し、提出してください。

以上

別紙2

サービス利用申込書

　申込日　　　　年　　月　　日

株式会社ジーニー 御中

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(申込者)

 住所

会社名

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(利用者)※1

 住所

会社名

代表者

※1「申込者」と「利用者」が同じ場合は、記入は不要です。

「本サービス利用規約」（別紙を含み、以下同じとします。）に同意し、以下のとおり、本サービスの利用申込みを行います。

※□がある欄は、該当するものにチェックをしてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **申込区分** | ☐新規　　　　　　　　　　☐変更 |
| 申込担当者情報 | フリガナ |  |
| 所属部署住所 | ☐申込者と同じ　　　　　☐その他（この欄にご記入ください） |
| フリガナ |  |
| ご担当者氏名 | ☐申込者と同じ　　　　　☐その他（この欄にご記入ください） |
| 部署名 |  |
| 役職 |  |
| E-mail |  |
| TEL |  |
| FAX |  |
| 請求書送付先住所 | ☐申込担当者と同じ　　　　　☐その他（この欄にご記入ください） |
| 請求書送付先部署・氏名 | ☐申込担当者と同じ　　　　　☐その他（この欄にご記入ください） |
| サービス情報 | 対応見積No. |  |
| 初期請求月 | 年　　月 |
| 月額請求月 | 年　　月 |
| 支払情報 | 請求媒体 | ☐郵送　　　　　　　　　☐電子メール |
| お支払い条件 | 日締め、　　　　　　日払い |
| その他の事項 | 特記事項 |  |

<備考>

* 申込者が株式会社ジーニー（以下「ジーニー本」といいます。）に対して本利用申込書を提出した場合、利用者も本サービス利用規約の全ての条項に同意したものとみなします。
* ジーニー本に対する本利用申込書の提出の遅れ、本利用申込書における記入不備又は誤記、利用者への連絡の不備等、申込者の責めに帰すべき事由により、利用者に対して損害を発生させた場合には、申込者が利用者に対して責任を持って対処するものとし、ジーニー本は、一切その責任を負わないものといたします。
* カスタマイズ内容及びご契約内容等により、本利用申込書以外に個別の契約書を別途締結していただく場合もございます。
* ジーニー本サービスの利用申込時に本利用申込書に記入した内容を変更する際は、本利用申込書を「利用変更申請書」として使用し、変更箇所のみ記入し、提出してください。

以上